

健康福祉審議会及び各分科会について



※専門部会は、分科会長が必要に応じ審議会長の同意を得て置くことができる。

加賀市健康福祉審議会条例（平成17年10月1日 条例第119号）

（設置）

第1条 本市の健康及び福祉施策の推進について調査審議するため、加賀市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- （1） 地域福祉に関する事項
- （2） 高齢者に関する事項
- （3） 障害者に関する事項
- （4） こどもに関する事項
- （5） 健康に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、健康及び福祉施策の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保健医療関係機関又は団体が推薦する者
- （3） 福祉関係機関又は団体が推薦する者
- （4） 地域関係団体が推薦する者
- （5） 公募による市民
- （6） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（審議会委員の任期）

第4条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、審議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、次に掲げる分科会を置く。

- （1） 高齢者分科会
- （2） 障害者分科会
- （3） こども分科会
- （4） 健康分科会

2 審議会は、前項の分科会の決議（審議会の会長が認める決議に限る。）をもって、審議会の決議とすることができる。

（分科会の委員等）

第8条 前条第1項に規定する分科会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 分科会に属すべき審議会委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 前項の委員以外の分科会の委員（以下「分科会委員」という。）は、学識経験を有する者等のうちから、審議会の会長の推薦に基づき市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 分科会に会長を置き、当該分科会に属する審議会委員及び分科会委員の互選により定める。
- 5 第4条の規定は分科会委員に、第6条の規定は分科会の会議に準用する。

（専門部会）

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第10条 審議会及び分科会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は福祉担当課において処理し、次の各号に掲げる分科会の庶務はそれぞれ当該各号に定める業務担当課において処理する。

- （1） 高齢者分科会 高齢者担当課
- （2） 障害者分科会 障害者担当課
- （3） こども分科会 こども担当課
- （4） 健康分科会 健康担当課

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱し、又は任命された審議会委員及び分科会委員の任期は、第4条又は第8条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

加賀市健康福祉審議会規則（改正 平成26年3月25日 規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、加賀市健康福祉審議会条例（平成17年加賀市条例第119号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、加賀市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（諮問の付議）

第2条 審議会の会長は、市長の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会に付議することができる。

（分科会の所掌事務）

第3条 条例第7条第1項各号に規定する分科会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）高齢者分科会

- ア 高齢者福祉計画に関する事項
- イ 介護保険事業計画に関する事項
- ウ 公的介護施設等の計画及び整備に関する事項
- エ 地域包括支援センターの運営に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、高齢者の福祉を推進するために必要な事項

（2）障害者分科会

- ア 障がい者計画・障がい福祉計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、障がい者福祉を推進するために必要な事項

（3）こども分科会

- ア 次世代育成支援対策地域行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- イ 子ども・子育て会議に関する事項（子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務）
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、児童福祉を推進するために必要な事項

（4）健康分科会

- ア 健康増進計画に関する事項
- イ アに掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

（分科会の副会長）

第4条 条例第8条第4項の会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代理するため、分科会に副会長を置くことができる。

2 副会長は、分科会の委員の互選により定める。

（専門部会）

第5条 条例第9条の専門部会（以下「部会」という。）は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。

（委員の除斥）

第6条 議案について利害関係を有する審議会、分科会及び部会の委員は、当該議案の審議に参加することができない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日までに、この規則による改正前の加賀市健康福祉審議会規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の加賀市健康福祉審議会規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。